

○輪島市復興まちづくり計画検討委員会設置要綱

(令和6年3月27日輪島市告示第42号)

(設置)

第1条 令和6年能登半島地震の復興に係る輪島市復興まちづくり計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項を協議検討するため、輪島市復興まちづくり計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議検討するものとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 復興まちづくりを実現させる事業手法に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体が指名する者
- (3) 関係行政機関に所属する職員
- (4) その他委員会が必要と認める者

(委員の期間)

第4条 委員の期間は、任命又は依頼の日から計画が策定される日までとする。

ただし、委員に事故があるとき、又は委員が欠けたときにおいて、委員の交代があったときは、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに組織された委員会の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(結果の取扱い)

第7条 委員会において協議検討が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、建設部まちづくり推進課に置く。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。